

公募型プロポーザル質問応答書

業務名：令和8年度 「介護予防・日常生活支援総合事業」 ①短期集中予防サービス事業

番号	資料	項目	質問事項	回答
1	令和8年度 豊見城市 短期集中予防サービス 事業 業務仕様書	業務仕様書8【事業実施方法】	事前、事後アセスメント、訪問支援の扱い：仕様書では「サービス開始にあたっての自宅訪問（事前アセスメント）」が必須とされていますが、事前アセスメント1回、期間中訪問支援2回、事後アセスメント1回の最多で4回ですか？	業務仕様書8(3)事前アセスメント（訪問～個別支援計画策定）にありますとおり、利用者の自宅等へ訪問したアセスメントを行った上で個別計画を設定します。自宅等としておりますので、アセスメントの場所については必ずしも自宅とは限りません。期間中2回、事後アセスメントについては必要に応じて実施となりますので対象者全員ではありません。訪問が必要な利用者については、事前に市と調整させて頂きたいと思っております。 提出書類④見積書については1回分のお見積をお願いいたします。
2	令和8年度 豊見城市 短期集中予防サービス 事業 業務仕様書	業務仕様書8【事業実施方法】 (7) フォローアップ	フォローアップの実施：終了3ヶ月後のフォローアップについて、フォローアップ支援時は、元利用者を送迎し、当事業所内で測定するという認識でよいか。	お見込みとおおりです。利用開始時に、教室の日程を利用者に説明する際にフォローアップの日時及び場所の周知をお願いします。
3			フォローアップについては、すでに別のサービスに移行していて予定を合わせられない場合や、入院などでフォロー出来ない場合、ケアマネと連絡をとって様子を確認し、その旨記載するという事でよいか？	（卒業後3ヶ月後の体力測定等）フォローアップへの参加が難しい場合は、業務仕様書8(7)にありますとおり、後日訪問もしくは担当ケアマネジャーより現状の確認をしその旨を記載していただきますようお願いいたします。
4			フォローアップ不参加者の後日訪問について：フォローアップに来れなかった場合、後日訪問という形になることが多いと思うが、自宅でできる体力測定しかできない。その場合、想定される自宅内体力測定方法でも必須な測定。または推奨しているものはありますか？	（卒業後3ヶ月後の体力測定等）フォローアップへの参加が難しい方への自宅訪問は必須としておりません。別記1【8】③のフォローアップにおいて訪問をした場合のアセスメント（評価等）に体力測定が必要な場合は体力測定の項目は担当者の判断にお任せします。
5			フォローアップ費用：フォローアップ教室は、教室1回分とするか？もし必須として行うのであれば、実際の教室は、全13回という認識でよいか？	お見込みのとおりです。